

知名町農業委員会 農業委員 募集要項

「農業委員会等に関する法律」の平成 28 年改正により、農業委員の選出方法が従来の公選制から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。
知名町では、農業委員を推薦及び応募により追加募集します。

1 募集人員

1 人

2 委員の構成

- (1) 認定農業者等（認定農業者等に準じる者を含む）が過半
- (2) 利害関係を有しない者（農業者以外）1 人以上
- (3) 女性・青年の積極的な登用

（認定農業者等に準じる者）

- イ 認定農業者等であった者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人
- ホ 集落営農組織の代表者等
- ヘ 中心経営体である個人
- ト 中心経営体である法人の業務を執行する役員又は使用人
- チ 指導農業士等
- リ 基本構想水準到達者である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

3 推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関すること、その他農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、認定農業者または認定農業者に準ずる者とし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 任期

令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで（3 年間）

5 報酬

- (1) 基本給 月額 49,100 円
- (2) 能率給 農地利用の最適化推進活動手当（実績に応じて町長が認める額）

6 主な業務内容

- (1) 農業委員会総会での許可・決定の審議及び意見具申
- (2) 農地等の権利移動や転用に係る現地調査
- (3) 農地利用最適化のための現場活動
 - ・担い手への農地利用の集積、集約化（あっせん活動や集落での話し合い活動など）
 - ・遊休農地の発生防止、解消
 - ・新規参入の促進

- (4) その他農業に関する調査、情報提供、研修会等への参加、
- (5) 農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及推進 など

7 推薦・応募方法

推薦または応募とも所定の様式に必要事項を記入し添付書類とともに持参又は郵送により提出してください。

(1) 推薦及び応募様式

様式は農業委員会事務局で配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

ア 個人が推薦する場合・・・ 【様式1】

「推薦を受ける者」及び「推薦をする者」が記入してください。

イ 法人又は団体が推薦する場合・・・ 【様式2】

「推薦を受ける者」及び「法人又は団体の代表者又は管理者」が記入してください。

ウ 自ら応募（自薦）する場合・・・ 【様式3】

応募者自ら記入してください。

(2) 添付書類

- ・ 被推薦者又は応募者の身分証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ・ 被推薦者又は応募者が認定農業者であることを証明する書類の写し
- ・ 被推薦者又は応募者が認定農業者認定申請中の者については、申請書類の写し

(3) 受付期間

令和8年6月25日（木）～令和8年7月3日（金）まで

（役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送は締切日までに必着）

※ 申し込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。

延長する場合は、町ホームページ等でお知らせします。

(4) 公表

推薦した者、推薦を受けた者、応募した者の氏名、職業、年齢等を募集期間終了後に町ホームページで公表します。

(5) 選考方法

知名町農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、選考を行います。

（必要に応じて被推薦者、応募者の面接等を行う場合があります。）

(6) 選考結果

選考の結果については、被推薦者、推薦者及び応募者に文書で通知します。

(7) 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地

知名町農業委員会事務局 TEL 0997-84-3165（直通）

FAX 0997-93-2060